令和6年3月6日開催

於:上田市真田中央公民館 大ホール

令和5年度

第92回 通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

(水土里 ネット神川)

令和5年度 第92回長野県神川沿岸土地改良区通常総代会 次 第

日 時 令和6年3月6日(水)午後2時場 所 上田市真田中央公民館 大ホール

- 1 開 会
- 2 理事長挨拶
- 3 議長選任
- 4 議長就任挨拶
- 5 議事録記名人の指名及び書記の任命
- 6 議 事 別冊 議案集のとおり

- 7 報告事項等
 - その他
- 8 閉 会

目 次

議案番号	件	名	ページ
議案第1号	令和5年度 一般会計収支 専決処分の承認について	浦正予算(第1回)	Ø ······ 1
議案第2号	令和5年度 一般会計収支荷 専決処分の承認について	輔正予算(第2回)	Ø ····· 3
議案第3号	長野県神川沿岸土地改良区 一部改正(案)について	定款の	5
議案第4号	長野県神川沿岸土地改良区 一部改正(案)について	役員選任規程の	6
議案第5号	長野県神川沿岸土地改良区 制定(案)について	財政調整積立金管	管理規程の 8
議案第6号	長野県神川沿岸土地改良区 管理規程の制定(案)につい		里費積立金10
議案第7号	長野県神川沿岸土地改良区 積立金管理規程の制定(案)		寺管理費12
議案第8号	長野県神川沿岸土地改良区 吉田堰水門維持管理費積立。 条文の全部改正(案)につい	金管理規程の名称の	
議案第9号	賦課金不納欠損処理について	て 時効完成による	ろ処分16
議案第 10 号	令和6年度 主な事業計画	(案) について …	17
議案第 11 号	令和6年度 賦課金の賦課基	準及び賦課徴収(案)について 18
議案第 12 号	令和6年度 決済金賦課基準	及び徴収方法(案	(*) について …19
議案第 13 号	令和6年度 現金の預入先	指定(案)について	C ······20
議案第 14 号	令和6年度 一般会計収支	予算(案)について	C ······21
(報告事項)	県営かんがい排水事業(菅 ^宝 同意率について	平地区)に係る計画	画変更の27

令和5年度 一般会計収支補正予算(第1回)の専決処分の承認について

令和5年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支補正予算(第1回)は、次のとおり 承認を求める。

> 令和6年3月6日 提出 令和6年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小市邦 夫

一般会計収支補正予算(第1回)総括表

令和5年6月14日 専決

(単位:千円)

I収入

	4 V E	· 目		算 現	額	Γ.Δ. Ξ .Τ.
	科 目		議決予算額	補正予算額	計	附 記
1	土地改良事業収	入	28, 734		28, 734	
2	附帯事業収	入	350		350	
3	特定資産運用収	入	5		5	
4	補 助 金 等 収	入	9, 900		9, 900	
5	業務受託料収	入	9, 504		9, 504	
6	雑 収	入	152		152	
7	特定資産取崩収	入	17, 303		17, 303	
8	繰越	金	9, 752	2, 976	12, 728	
	収 入 合 計		75, 700	2, 976	78, 676	

Ⅱ 支 出 (単位:千円)

	A H	目		算 現	額	(74 ₹⊐
	科目		議決予算額	補正予算額	計	附記
1	土地改良事業費	支 出	18, 311		18, 311	
2	一般管理費	之 出	18, 393	2, 976	21, 369	
3	土地改良事業負担金	支出	28, 262		28, 262	
4	特定資産積立	支 出	3, 982		3, 982	
5	繰越	金	5, 752		5, 752	
6	予 備	費	1,000		1,000	
	支 出 合 計		75, 700	2, 976	78, 676	

収支補正予算(第1回)説明書

収 入

(単位:千円)

		科	目	予	算	現	額	附	記
款	項	目	節	議決予算額	補正-	予算額	計	ניוץ	ĒL
8	繰起	基金		9, 752		2, 976	12, 728		
	1	前年度繰	越金	9, 752		2, 976	12, 728	決算額	
		1 前年月	度繰越金	9, 752		2, 976	12, 728		12, 728, 654
		収	入 合 計	75, 700		2, 976	78, 676		

支 出

			科 目	予	算 現	額	- 附 記
款	項	目	節	議決予算額	補正予算額	計	· 附 記
2	一彤	设管3	里費支出	18, 359	2, 976	21, 335	
	1	運営	(事務費支出	17, 010	2,976	19, 986	
		2	給料手当	6, 800	48	6, 848	
		4	賞与支払	900	652	1, 552	
		6	福利厚生費	1, 258	194	1, 452	
			1 社保等事業主負担分	1, 188	194	1, 382	
			2 研修及び厚生費	70		70	
		16	業務委託費	1,727	1, 187	2, 914	弁護士費用
		24	総代会費	989	895	1,884	臨時総代会費用
			3 実費弁償費	203	679	882	法的手続 同意書の徴収
			4 消耗品費	20	56	76	
			5 印刷製本費	200	53	253	
			6 通信運搬費	50	107	157	
			支 出 合 計	75, 700	2, 976	78, 676	

令和5年度 一般会計収支補正予算(第2回)の専決処分の承認について

令和5年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支補正予算(第2回)は、次のとおり 承認を求める。

> 令和6年3月6日 提出 令和6年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小市邦 夫

一般会計収支補正予算(第2回)総括表

令和6年1月18日 専決

I 収 入

(単位:千円)

£)		予	算 現	額	7.44 ≑⊐
科	目	議決予算額	補正予算額	計	附記
1 土地改良	事 業 収 入	28, 734	650	29, 384	
2 附 帯 事	業収入	350		350	
3 特定資産	運用収入	5		5	
4 補 助 金	等 収 入	9, 900		9, 900	
5 業 務 受	託 料 収 入	9, 504		9, 504	
6 雑	収 入	152		152	
7 特定資産	取 崩 収 入	17, 303	8, 590	25, 893	
8 繰	越金	12, 728		12, 728	
収 入	合 計	78, 676	9, 240	87, 916	

Ⅱ 支 出

	科目		予	算 現	額	附記
	件 口		議決予算額	補正予算額	計	附 記
1	土地改良事業費支	出	18, 311	650	18, 961	
2	一般管理費支	出	21, 369		21, 369	
3	土地改良事業負担金支	出	28, 262	8, 590	36, 852	
4	特定資産積立支	出	3, 982		3, 982	
5	繰 越	金	5, 752		5, 752	
6	予 備	費	1,000		1,000	
	支 出 合 計		78, 676	9, 240	87, 916	

収支補正予算(第2回)説明書

収 入

(単位:千円)

			科目	予	算	現	額	附	記
款	項	目	節	議決予算額	補正予	算額	計	[14	品口
1	土均	也改.	良事業収入	28, 734		650	29, 384		
	4	転月	月決済金収入	1,700		650	2, 350		
		1	転用決済金収入	1, 700		650	2, 350		
7	特定	官資	産取崩収入	17, 303	8	8, 590	25, 893		
	1	転月	月決済金積立資産取崩収入	17, 300	8	8, 590	25, 890		
		1	転用決済金積立資産取崩収入	17, 300	8	8, 590	25, 890		
			収 入 合 計	78, 676	(9, 240	87, 916		

支 出

			科目	予	算 現	額	附 記
款	項	目	節	議決予算額	補正予算額	計	- 111 로디
1	土地	也改.	良事業費支出	10, 151	650	10, 801	
	2	その)他事業費支出	1	650	651	
		2	補助金	1	650	651	新屋堰防災減災事業
2	一彤	设管	理費支出	21, 369	0	21, 369	
	1	運営	官事務費支出	19, 125	0	19, 125	
		3	臨時雇賃金	150	100	250	財源振替
		5	実費弁償費	850	100	950	n .
		16	業務委託費	2, 914	▲ 250	2, 664	II .
		24	総代会費	1,884	50	1, 934	
			3 実費弁償費	882	50	932	II .
3	土地	也改.	良事業負担金支出	28, 262	8, 590	36, 852	
	1	都這	首府県営事業分担金支出	17, 300	8, 590	25, 890	
		1	県営かんがい排水事業(菅平 地区)分担金	17, 300	8, 590	25, 890	
			1 菅平ダム分担金	5, 200	7, 800	13, 000	
			2 小水力発電分担金	12, 100	790	12, 890	
			支出合計	78, 676	9, 240	87, 916	

議案第3号

長野県神川沿岸土地改良区 定款の一部改正 (案) について

長野県神川沿岸土地改良区定款の一部を、次のとおり改正したいので議決を 求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 定款の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(役員の定数)	(役員の定数)
第 25 条 この土地改良区の役員定数	第 25 条 この土地改良区の役員定数
は、理事 <u>15 人</u> 及び監事 3 人とする。	は、理事 <u>12 人</u> 及び監事 3 人とする。
2 前項の理事定数のうち、10人は、	(新設)
組合員であって耕作又は養畜の業	
務を営む者 (組合員である法人の業	
務を執行する役員を含む。)とする。	
3 第1項の理事定数のうち、3人は、	(新設)
組合員でない者とする。	
4 第1項の監事定数のうち、2人は	2 前項の監事定数のうち、1人は法
組合員とし、1人は法第 18 条第6	第 18 条第6項各号の全てに該当す
項各号の全てに該当する者とする。	る者とする。

附則(令和 年 月 日長野県上田地域振興局指令 上田地農整第 号) 23 この定款は、県知事認可日から施行し、改正後の定款第25条の規定は役員の任期満了による次の選任から適用する。

議案第4号

長野県神川沿岸土地改良区 役員選任規程の一部改正(案)について

長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 役員選任規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(役員の被選任権) 第1条 (省略)	(役員の被選任権) 第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。 一 組合員でない者 二 法人 三 未成年者 四 破産者で復権のできないもの 五 禁錮以上の刑に処せられた者 でその執行を終わるまでのもの 又はその執行を受けることがな くなるまでのもの 2 組合員でない役員の選任につい ては、前項の規定にかかわらず、前 項第2号から第5号までに掲げる 者は、役員の被選任権を有しない。
(役員の選任) 第2条 役員のうち <u>組合員である理事は、</u> 各被選任区につきその区域に 所属する組合員のうちから選任す	(役員の選任) 第2条 役員のうち <u>理事は、</u> 各被選任 区につきその区域に所属する組合 員のうちから選任するものとする。

るものとする。

- 2 役員のうち組合員でない理事、土 2 役員のうち土地改良法(以下「法」 地改良法(以下「法」という。)第18 条第6項各号に該当する監事(以下 「員外監事」という。) は、組合員で ない役員の候補者のうちから、その 他の役員と区分して、それぞれ選任 する。
- 3 (省略)

- という。)第18条第6項各号に該当 する監事(以下「員外監事」という。) は、組合員でない監事の候補者のう ちから、その他の監事と区分して、 それぞれ選任する。
- 3 前2項の規定による役員の被選 任区及びその区域から選任すべき 役員の定数は、次の通りとする。

		定	数	
被選任区	 被選任区域	理事	数	
恢迭任色	恢 医	組合員	組合員	監事数
		(うち耕作者理事)	<u>以外</u>	
第1被選任区	上田市 真田町	3人	1 1	1 J
第 1 恢迭任区		(3人)	1人	1人
	上田・塩尻	7 人		
第2被選任区	上田市神科・神川	(5人)	1人	1人
	殿城・豊里	_(3)()_		
	和 • 田中	2 人		
第3被選任区	東御市	(2人)	1人	1人
	祢津・滋野	_(2)()_		

4 (省略)	4 組合員である被選任人の所属の
	被選任区は、その組合員たる資格に
	係る権利の目的たる土地の所在地
	による。この場合において、被選任
	人の組合員たる資格に係る権利の
	目的たる土地が2以上の被選任区
	にあるときは、当該被選任人が指定
	して土地改良区に届けた土地(当該
	届出がないときは、土地改良区が指
	定した土地)の所在地による。

附則(令和 年 月 日長野県上田地域振興局指令 上田地農整第 2 この定款は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の選任から適用す る。

議案第5号

長野県神川沿岸土地改良区 財政調整積立金管理規程の 制定(案)について

長野県神川沿岸土地改良区 財政調整積立金管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 財政調整積立金管理規程

(目的)

第1条 本土地改良区は、財政の健全な運営に資するため、財政調整積立金(以下 「積立金」という。)を設ける。

(管理)

- 第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。
- 2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

- 第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定める額 とする。
 - 一 転用決済金積立金
 - 二 毎年度の剰余金
 - 三 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

- 第5条 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを取り崩すことができる。
 - 一 理事長が、年度間の財政調整のため必要と認めるとき。
 - 二 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
 - 三 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に 充てるとき。
 - 四 緊急に実施することが必要となった大規模な修繕、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項) 財政調整積立資産の名称を付して計上するものとする。

(效廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(利用用)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

長野県神川沿岸土地改良区 頭首工等維持管理費積立金管理規程の 制定(案)について

長野県神川沿岸土地改良区 頭首工等維持管理費積立金管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 頭首工等維持管理費積立金管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、財政の健全な運営と適正な維持管理により頭首工等の長寿 命化と水門自動・電動・遠隔化に資するため、頭首工等維持管理費積立金 (以下「積立金」という。)を設ける。

(管理)

- 第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。
- 2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

- 第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定め る額とする。
 - 一 転用決済金積立金
 - 二 毎年度の剰余金
 - 三 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に 編入するものとする。

(取崩方法)

- 第5条 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを取り崩すことが できる。
 - 一 理事長が、翌年度の予算の維持管理費に充てることが必要と認めるとき。
 - 二 取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の頭首工等維持管理費等(款:土地改良事業費支出の費用)に要する費用に充当することに限るものとする。
 - 三 緊急に実施することが必要となった大規模な維持管理費、その他やむを 得ない理由により生じた維持管理費等の財源に充てるとき。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)施設更新 積立資産(目)頭首工等維持管理費積立資産の名称を付して計上するものと する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

長野県神川沿岸土地改良区 菅平ダム施設維持管理費積立金管理規程の 制定(案)について

長野県神川沿岸土地改良区 菅平ダム施設維持管理費積立金管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 菅平ダム施設維持管理費積立金管理規程

(目的)

第1条 本規程は、菅平ダムの大規模修繕及び維持管理事業等(以下「施設維持管理事業等」という。)に要する費用のための積立金(以下「積立金」という。) の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

- 第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。
- 2 積立金の運用は本土地改良区の指定する金融機関への預貯金並びに国債、 地方債及び公社債によるものとする。
- 3 前項の国債、地方債及び公社債は、元本の償還及び利息の支払いに支障をき たすおそれのないものを対象としなければならない。

(積立方法)

- 第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定め る額とする。
 - 一 賦課金収入
 - 二 転用決済金積立金
 - 三 毎年度の剰余金
 - 四 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

- 第5条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。
- 2 取崩しを行う場合は、菅平ダムの大規模修繕及び維持管理事業等に要する 費用に充当することに限るものとする。
- 3 前項のほか、貸借対照表の注記において記載する菅平ダムと密接に関連する施設で、長野県企業局が管理する施設の維持管理事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総代会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)施設更新積立資産(目)菅平ダム維持管理費積立資産の名称を付して計上するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 左岸幹線水路並びに吉田堰水門 維持管理費積立金管理規程の名称の一部改正(案)並びに条文の 全部改正(案)について

長野県神川沿岸土地改良区 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立 金管理規程の名称の一部並びに、条文の全部を次のとおり改正したいので議決 を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管 理費積立金管理規程の名称一部改正新旧対照表

改	正	後	現	行
左岸幹線水路管理費積立金		田堰 <u>施設</u> 維持	左岸幹線水路並び 管理費積立金管理類	ぶに吉田堰 <u>水門</u> 維持 規程

長野県神川沿岸土地改良区 左岸幹線水路並びに 吉田堰施設維持管理費積立金管理規程

(目的)

第1条 本規程は、左岸幹線水路並びに吉田堰の施設の大規模修繕及び維持管理事業等(以下「施設維持管理事業等」という。)に要する費用のための積立金(以下「積立金」という。)の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

- 第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。
- 2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

- 第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定め る額とする。
 - 一 賦課金収入からその年度に要した水路等補修費の額を除いた金額
 - 二 転用決済金積立金
 - 三 毎年度の剰余金
 - 四 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

- 第5条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。
- 2 取崩しを行う場合は、左岸幹線水路並びに吉田堰の施設の大規模修繕及び 維持管理事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)施設更新積立資産(目)左岸幹線並びに吉田堰維持管理費積立資産(節)左岸幹線水路並びに(節)吉田堰の名称を付して計上するものとする。

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

賦課金不納欠損処理について 時効完成による処分

長野県神川沿岸土地改良区未納賦課金について、下記のとおり不納欠損処理 をしたいので、承認を求める。

賦課年度	平成30年度賦課金	平成26年度賦課金	合 計
処理件数	2 2 件	1件	2 3 件

処理金額 56,810円 1,145円 57,955円

令和6年3月6日提出 令和6年3月 日議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

議案第10号

令和6年度 主な事業計画(案)について

令和6年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小市邦 夫

令和6年度 主な事業

業務名	項目	事業費		財源内訳		備考
未伤石		尹未貝	国・県	市	改良区	1
		補助分	国	上田市		
県営かんがい	菅平地区	273, 700	136, 850	11, 452	11, 050	() 内は
排水事業	日子地区	(340, 000)	県	東御市	11,000	全体事業費
		(391, 300)	109, 225	5, 123		
			国	上田市		
IJ	小水力発電	51, 300	25, 650	2, 146	2, 072	
"	施設	31, 300	県	東御市	2,012	
			20, 472	960		
			県	上田市		
県単農業農村	頭首工塗装	6 000	2, 400	894	1 659	左岸幹線水路
基盤整備事業	工事	6,000	2, 400	東御市	1,653	左 序
				1,053		
			県	上田市		
IJ	*************************************	2 000	1 200	1 500	300	岩下堰
"	水路改修工事	3, 000	1, 200	1, 500	300	石广坻
			玉	上田市		
			162, 500			
合	計	334, 000	102, 500	15, 992	15, 075	
			県	東御市		
			133, 297	7, 136		

議案第11号

令和6年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収(案)について

令和6年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

令和6年3月6日 提出令和6年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小市邦 夫

記

1 賦課基準

(1)経常賦課金10アール当たり 1,000円

(2)維持管理賦課金10アール当たり

・ダム維持管理費 1,000 円

·左岸幹線水路施設維持管理費 600 円

·吉田堰施設維持管理費 300 円

※ ただし、受益農地の合計面積が100㎡未満の組合員等には賦課しない。

2 加入金10アール当たり 3,000 円

3 賦課基準日 令和 6年 4月 1日

- 4 賦課徴収期限及び賦課金額
 - (1) 徵 収 期 限 令和 6年 7月 1日
 - (2) 徴 収 金 額 24,885 千円 (経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費)

議案第 12 号

令和6年度 決済金賦課基準及び徴収方法(案) について

長野県神川沿岸土地改良区受益地内において、令和6年度に農地転用する時の決済金賦課基準及び徴収方法について、下記のとおり議決を求める。

令和6年3月6日 提 出 令和6年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

記

決済金賦課基準及び徴収方法

地区	1 ㎡当り賦課金	徴 収 方 法
左岸幹線	92 円	
吉田堰	68 円	農業委員会へ転用申請するときに徴収
上記以外	63 円	

議案第13号

令和6年度 現金の預入先指定(案)について

令和6年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり 指定したいので議決を求める。

令和6年3月6日 提出令和6年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小市邦 夫

記

- 1 信州うえだ農業協同組合 本所
- 2 信州うえだ農業協同組合 真田支所
- 3 八十二銀行 上田支店
- 4 上田信用金庫 本店営業店
- 5 長野県信用組合 神科支店
- 6 ゆうちょ銀行 ○五九店

令和6年度 一般会計収支予算(案) について

令和6年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支予算は、次のとおり議決を求める。

令和6年3月6日 提出 令和6年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区 理事長 小 市 邦 夫

令和6年度 一般会計収支予算(案)総括表

I 収 入 (単位:千円)

	—————————————————————————————————————	本年度	前年度	比	較	附 記
		予算額	予算額	増	減	HJ 90
1	土地改良事業収入	28, 539	28, 734		195	賦課金・転用決済金等
2	附帯事業収入	350	350			所有地借地料
3	特定資産運用収入	5	5			転用決済金受取利息
4	補 助 金 等 収 入	10, 600	9, 900	700		長野県 上田市 東御市
5	業務受託料収入	10, 512	9, 504	1,008		水門管理交付金 長野県企業局
6	雑 収 入	152	152			過年度賦課金等
7	特定資産取崩収入	15, 261	17, 303		2, 042	県営かんがい排水事業
8	繰 越 金	8, 581	9, 752		1, 171	前年度繰越金
	収 入 合 計	74, 000	75, 700		1, 700	

Ⅱ 支 出 (単位:千円)

	科目	本年度	前年度	比	較	· 附 記
	14	予算額	予算額	増	減	1 11기 표다
1	土地改良事業費支出	16, 311	18, 311		2,000	水門維持管理費 県単基盤整備事業 等
2	一般管理費支出	19, 514	18, 393	1, 121		事務費 (総代選挙費 用·役員選任費用外)
3	土地改良事業負担金支出	24, 665	28, 262		3, 597	県営かんがい排水事業 菅平ダム管理費負担金
4	特定資産積立支出	6, 159	3, 982	2, 177		財調・施設維持管理 積立金等
5	繰 越 金	6, 351	5, 752	599		次年度繰越金
6	予 備 費	1,000	1,000			
	支 出 合 計	74,000	75, 700		1, 700	

収支予算説明書

収 入

		禾	4 目	本年度	前年度	比	較	P/L ==1
款	項	目	節	予算額	予算額	増	減	十 附 記
1	土地	也改」		28, 539	28, 734		195	
	1	経常	的試課金収入	24, 885	24, 980		95	
		1	経常賦課金	11, 164	11, 210		46	維持管理賦課金內訳
		2	維持管理賦課金	13, 721	13, 770		49	菅平ダム10,613千円左岸幹線2,332千円吉田堰776千円
	2	加力	金収入	1	1			
		1	加入金	1	1			
	3	転用	月決済金収入	1,700	1, 700			
		1	転用決済金収入	1,700	1,700			
	4	負担	旦金収入	1, 953	2, 053		100	
		1	県単農業農村基盤整備事業分 担金	1, 953	2, 053		100	地元分担金
2	附帯	事	業収入	350	350			
	1	他目	目的使用料収入	300	300			
		1	他目的使用料	300	300			所有土地賃借料外
	2	受耶	文手数料	50	50			
		1	受取手数料	50	50			意見書発行手数料
3	特定	三資産	奎運用収入	5	5			
	1	特定	至資産利息収入	5	5			
		1	特定資産利息収入	5	5			
			1 転用決済金積立資産運用 受取利息	5	5			
4	補助	力金等	等収入	10,600	9, 900	700		
	1	補助	力金収入	3,600	2, 400	1, 200		
		1	県単農業農村基盤整備事業補 助金	3,600	2, 400	1, 200		県単 左岸幹線地区外
	2	助成	文金等収入	7,000	7, 500		500	
		1	市経常補助金	3,000	3,000			上田市 2,000千円 東御市 1,000千円
		2	市事業補助金	4,000	4, 500		500	上田市・東御市

		禾	4 目	本年度	前年度	比	較	m/1
款	項	目	節	予算額	予算額	増	減	十 附 記
5	業務	经記		10, 512	9, 504	1,008		
	1	土地改良施設操作受託料収入		10, 512	9, 504	1,008		
		1	水門管理操作受託収入	10, 512	9, 504	1,008		水門管理交付金 (県企業局)
6	雑収	八人		152	152			
	1	受耶	文 利息配当金収入	1	1			
		1	受取利息	1	1			
	2	過年	度収入	100	100			
		1	経常賦課金	40	40			
		2	特別賦課金	60	60			
	3	過怠	金収入	50	50			
		1	過怠金収入	50	50			
	4	雑収	以入	1	1			
		1	雑収入	1	1			
7	特定	資產	 室取崩収入	15, 261	17, 303		2, 042	
	1	財政	調整積立資産取崩収入	1	0	1		
			財政調整積立資産取崩収入	1	0	1		
	2	入	退職給付引当積立資産取崩収	134	1	133		退職金
			職員退職給付引当積立資産取 崩収入	134	1	133		
	3	転用]決済金積立資産取崩収入	15, 122	17, 300		2, 178	
		1	転用決済金積立資産取崩収入	15, 122	17, 300		2, 178	県営かんがい排水事業 総代選挙費用へ充当
	4		设更新積立資産取崩収入	4	2	2		
		1	菅平ダム施設維持管理積立資 産取崩収入	1	0	1		
		2	頭首工等維持管理積立資産取崩収入	1	0	1		
			左岸水路施設維持管理積立資 産取崩収入	1	1			
		4	吉田堰施設維持管理積立資産 取崩収入	1	1			
8	繰越	金		8, 581	9, 752		1, 171	
	1	前年	E 度繰越金	8, 581	9, 752		1, 171	
		1	前年度繰越金	8, 581	9, 752		1, 171	
			収入合計	74, 000	75, 700		1, 700	

収支予算説明書

支 出

	巧		節	本年度 予算額	前年度 予算額	比	較	- 附 記
款	項	目	·			増	減	
1			良事業費支出	16, 311	18, 311		2,000	
	1		等管理費支出 	7, 160	8, 160		1, 000	
		1	旅費交通費	70	70			
		2	消耗什器備品費	50	50			
		3	支払手数料	100	100			
		4	水路等補修費	2, 500	3, 000		500	
		5	支払負担金等	3, 900	3, 900			
			1 水門管理費	3, 900	3, 900			各堰水利組合交付金
		6	業務委託費	500	1,000		500	土地改良事業設計等
		7	雑費	40	40			
	2	その	の他事業費支出	9, 151	10, 151		1,000	
		1	県単農業農村基盤整備事業	9, 150	10, 150		1,000	
			1 工事請負費	9,000	10,000		1,000	左岸頭首工塗装工事 外
			2 消耗什器備品費	150	150			
		2	補助及び負担金	1	1			
2	一般	设管:	理費支出	19, 514	18, 393	1, 121		
	1	運泊	営事務費支出	18, 920	17, 883	1,037		
		1	役員報酬	1,060	1,060			理事 監事
		2	給料手当	6, 900	6, 800	100		職員3人分
		3	臨時雇賃金	150	150			
		4	賞与支払	1, 590	900	690		職員3人分
		5	実費弁償費	900	850	50		役員・堰組合長・滞 納整理外
		6	福利厚生費	1, 488	1, 258	230		
			1 社会保険料等事業主負担	1, 388	1, 188	200		
			2 研修及び厚生費	100	70	30		
		7	交際費	60	60			
		8	その他会議費	70	70			
		9	通信運搬費	350	350			通知・電話料外

		禾) 目	本年度	前年度	比	較	p/1. ⇒¬
款	項	目	節	予算額	予算額	増	減	→ 附 記
2	1	10	消耗什器備品費	730	500	230		パソコン更新3台
		11	印刷製本費	500	1, 200		700	区報・プリンター等
		12	支払手数料	200	350		150	金融機関振替手数料外
		13	支払保険料	70	70			公用車
		14	情報宣伝費	20	20			
		15	支払負担金等	232	232			長土連・農林年金
		16	業務委託費	728	1,727		999	賦課・会計システム保守
		17	使用料及び賃借料	300	1,000		700	セキュリティ機器リース料
		18	事業推進費	288	100	188		理事監事総代打合せ
		19	賦課金徵収促進費	63	63			
		20	雑費	100	100			
		21	選挙費	2,032	34	1, 998		令和7年2月 総代選挙
			1 報酬	502	1	501		
			2 職員手当	1,020	1	1, 019		
			3 旅費交通費	10	1	9		
			4 需用費	200	20	180		
			5 役務費	250	10	240		
			6 使用料及び賃借料	50	1	49		
		22	総代会費	1,089	989	100		
			1 総代手当	486	486			総代81人
			2 会議費	10	10			
			3 実費弁償費	243	203	40		総代81人×3,000円
			4 消耗品費	20	20			
			5 印刷製本費	200	200			総代会資料
			6 通信運搬費	100	50	50		資料送付
			7 雑費	30	20	10		
		23	退職金支払	134	0	134		退職給与金
	2	事務	务所費支出 	460	510		50	
		1	水道光熱費	300	350		50	事務所経費負担金
		2	賃借料	10	10			
		3	燃料費	50	50			公用車
		4	修繕費	100	100			11

	科目		本年度	前年度	比	較	(中心 111)		
款	項	目	節	予算額	予算額	増	減	附 記	
3	土地	也改且	皇事業負担金支出	24, 665	28, 262		3, 597		
	1 都道府県営事業分担金支出		13, 122	17, 300		4, 178			
		1 県営かんがい排水事業(菅平 地区)分担金		13, 122	17, 300		4, 178	長野県上田地域振興 局農地整備課	
			1 菅平ダム分担金	11,050	5, 200	5, 850			
			2 小水力発電分担金	2,072	12, 100		10, 028		
	2	市営	(事業分担金支出	10	10				
		1	市営事業分担金	10	10				
	3	菅平	Zダム管理費負担金支出	11, 533	10, 952	581			
		1	菅平ダム管理費負担金	11, 533	10, 952	581		長野県企業局	
4	特定	三資産		6, 159	3, 982	2, 177			
	1	財政	7調整積立資産積立支出	1,000	0	1,000			
			財政調整積立資産積立支出	1,000	0	1,000			
	2	出	退職給付引当積立資産積立支	50	50				
			職員退職給付引当積立資産積 立支出	50	50				
	3	転用	月決済金積立資産積立支出	1	1,000		999		
		1	転用決済金積立資産積立支出	1	1,000		999		
	4		设更新積立資産積立支出	5, 108	2, 932	2, 176			
			水門維持管理費積立資産積立 支出	5, 108	2, 932	2, 176			
			1 菅平ダム施設維持管理積 立資産積立支出	1,000	0	1,000			
			2 頭首工等維持管理積立資 産積立支出	1,000	0	1,000			
			3 左岸幹線水路施設維持管理積立資産積立支出	2, 332	2, 198	134			
			4 吉田堰施設維持管理積立 資産積立支出	776	734	42			
5	繰起	建金		6, 351	5, 752	599			
	1	次年	E度繰越金	6, 351	5, 752	599			
		1	次年度繰越金	6, 351	5, 752	599			
6	予備	請費		1,000	1,000				
	1	予備	情 費	1,000	1,000				
		1	予備費	1,000	1,000				
			支 出 合 計	74,000	75, 700		1, 700		

※5. 繰越金については、予算額を超えて決算となりますが、単に翌年度への振替えのため 補正予算案は提出しないので御理解をお願いします。 (複式会計では次年度繰越金は義務化されます)

(報告事項)

県営かんがい排水事業(菅平地区)に係る計画変更の同意率について

令和5年7月24日の臨時総代会において、県営かんがい排水事業(菅平地区) に係る計画を次のとおり変更することにご議決いただきました。

総代の皆様には、組合員のお宅を一人ひとり訪問され、同意書に署名、捺印を いただいところです。

その後同意書の回収率はどうなったのか、総代の皆様にお知らせします。(法律的には組合員の3分の2以上の同意があれば変更が可能です)

県営かんがい排水事業(菅平地区)計画変更前変更後一覧表

項目	変更後	変更前	備考
受益面積	1,176ha	1,265ha	
総事業費	3 3 億円	20億円	
工期	平成 28 年度~	平成 28 年度~	
<u> </u>	令和8年度	令和2年度	

同意状況集計表

3条資格者総数
 同意者総数
 同意者総数
 同意者総数
 (うち農用地外資格者 0 名)

3. 同 意 率

88.8% (うち農用地外資格者0名)

(内訳)

市	大字	3条資格者数	同意者数	同意率	備考
	真田町(長・傍陽・本原) 上田市上野(畑山地区)	690名	661名	95.8%	
	上田 中央東 常田 常入 材木町 中央 常磐城 緑が丘 中央西	164名	157名	95. 7%	
上田	秋和 上塩尻	75 名	72名	96.0%	
	上野(畑山地区を除く) 古里 住吉 上田	664名	625 名	94. 1%	
	大屋 岩下 蒼久保 国分	289 名	281 名	97. 2%	
	芳田 林之郷	341 名	329 名	96. 5%	
	殿城 漆戸	169 名	160名	94. 7%	
東御	和 田中 鞍掛 袮津 滋野	720 名	658 名	91.4%	
上記 以外	直扱	575 名	330名	57.4%	
		3,687名	3,273名	88.8%	